

目次

- 教育長訓令**
- 北海道立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する教育長訓令……………17
 - 告示**
 - 教育職員免許状の失効について……………17
 - 通達・通知**
 - 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について……………18
 - 北海道立学校条例施行規則第11条の2の規定による「著しく大規模な災害」について…22

教育長訓令

北海道教育委員会教育長訓令第12号

道立学校

北海道立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。
平成28年5月31日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する教育長訓令
北海道立学校職員安全衛生管理規程（平成9年北海道教育委員会教育長訓令第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第21条の2」に改める。

第3章中第21条の次に次の1条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

第21条の2 福利課長は、職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 福利課長は、前項の規定により行う検査を受けた職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査の結果を通知しなければならない。この場合において、福利課長は、あらかじめ当該検査を受けた職員の同意を得ないで、当該職員の検査の結果を校長に提供してはならない。

3 福利課長は、前項の規定による通知を受けた職員であって、心理的な負担の程度が職員の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、校長は、職員が当該申出をしたことを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

4 福利課長は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかななければならない。

5 校長は、第3項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かななければならない。

6 校長は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

附則

この教育長訓令は、平成28年6月1日から施行する。

告示

北海道教育委員会告示第33号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成28年5月31日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

氏名	佐藤 康弘	本籍地	北海道	
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
小学校教諭1種免許状	昭59小1普第186号	昭和59年3月15日	北海道教育委員会	
中学校教諭1種免許状 （理科）	昭59中1普第215号			
高等学校教諭1種免許状 （理科）	昭59高2普第192号			
失効の年月日	平成28年4月7日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第1号該当			
氏名	木下 徹	本籍地	北海道	
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
小学校教諭1種免許状	昭58小1普第767号	昭和58年3月15日	北海道教育委員会	
中学校教諭1種免許状 （音楽）	昭58中1普第1292号			
中学校教諭1種免許状 （国語）	平2中1第1639号	平成3年3月27日		
中学校教諭2種免許状 （国語）	昭58中2普第1224号	昭和58年3月15日		
高等学校教諭1種免許状 （国語）	平2高1第2156号	平成3年3月27日		
高等学校教諭1種免許状 （音楽）	昭58高2普第1635号	昭和58年3月15日		
失効の年月日	平成28年4月27日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当			

通 達 ・ 通 知

教高第311号
平成28年5月31日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日
等並びに文書募集開始時期等について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省職業安定局長から、別記のとおり通知がありました。

選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守については、これまで関係機関の努力により成果を上げているところですが、今年度につきましても、別記通知の趣旨に基づき、就職希望者に対する適正な職業選択の指導と求人秩序の確立を図るようお願いします。

記

1 留意事項

- (1) 北海道における新規中学校卒業生（中等教育学校前期課程修了者及び新規特別支援学校中学部卒業生を含む。）の推薦及び選考については、平成28年12月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生及び新規特別支援学校高等部卒業生を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成28年9月5日以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成28年9月16日以降とすること。
- (4) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においては、公共職業安定所の確認印がある求人票のみ受理するものとし、確認印がある求人票を提出した事業所以外の事業所には生徒の推薦は行わないこと。
- (5) 申し合わせた期日より早期に選考を行おうとする事業所があった場合は、学校所在地を管轄する公共職業安定所及び教育局に報告するとともに、事業所に対して選考開始期日の遵守について協力を求めること。
- (6) 新規高等学校卒業生の文書募集の開始時期は平成28年7月1日以降とすること。

2 早期求人状況報告

新規高等学校卒業生に対し平成28年9月15日以前に選考を行おうとした事業所の有無を把握したいので、次により報告願います。

- (1) 高等学校及び関係市町村教育委員会にあっては、早期求人状況報告書（別記様式）を作成の上、平成28年10月3日（月）までに、教育局に2部提出してください。
- (2) 教育局にあっては、管内分を取りまとめの上、平成28年10月7日（金）までに、学校教育局高校教育課に1部提出してください。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）
 （学校教育局高校教育課産業教育指導グループ）
 （学校教育局義務教育課義務教育グループ）
 （学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ）

別記様式

早期求人状況報告書

北海道 _____ 学校

道内外 の別	9月15日以前に選考を開始しようとした事業所名 及び所在地	求 人 数	最初に実施 しようとし た選考月日	関係機関及び学校の 指 導 状 況	指 導 後 の 選 考 月 日
道 内 の 事 業					

所					
道 外 の 事 業 所					

備考 これらの事実のない場合には、「9月15日以前に選考を開始しようとした事業所名及び所在地」の欄に「なし」と記入すること。

別記

27文科初第1763号
職発0330第5号
平成28年3月30日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎
厚生労働省職業安定局長
生田正之

平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力願ってきたところではありますが、平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、平成21年1月19日に公布・施行された職業安定法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第4号）等に基づく事前通知制度や企業名公表制度、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の一層の周知、学校とハローワークの十分な連携等による採用内定取消し事案の的確な把握について特段の御配慮をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添1、2及び3のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、平成29年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成28年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成28年9月5日（沖縄県については平成28年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成28年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手續等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手續によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業生に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成28年6月20日から開始するものとする。

- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成28年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業生に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成28年6月20日から開始するものとする。

- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成28年7月1日から開始するものとする。

- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成28年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成28年7月1日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業生の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成29年4月1日以降とすること。

- (2) 新規高等学校卒業生の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受

- けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。
- 5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催
平成14年度から設置している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、平成28年度においても、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催、運営すること。
- (1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。
- ア 求人受理開始日、紹介開始期日、選考開始期日等全国统一して実施すべき事項についての説明又は確認
- イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法の在り方についての関係者の申合せ又は確認事項等の協議
- ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議
- エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討
- オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討、協議
- カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等
- (2) 検討会議で協議された申合せ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。
- また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるように必要な措置を講ずるものとする。
- 6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化
- (1) 都道府県教育委員会、私立学校主管部局は、雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局、安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申し合わせた内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。
- また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、選考開始期日を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。
- (2) 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。
- 第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い
- 1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成28年7月1日以降とすること。
- なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。
- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
- また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。
- 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。
- 第3 報告
各都道府県における早期に選考及び推薦等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、平成28年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長又は厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長宛て報告すること。
(別添1から別添3まで省略)

教 高 第 3 1 3 号
平成28年 5月31日

各 教 育 局 長

各 道 立 高 等 学 校 長 様
北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

北海道立学校条例施行規則第11条の2の規定による「著しく大規模な災害」に
ついて（通知）

このことについて、平成28年熊本地震による災害を指定したので通知します。

（学校教育局高校教育課高校予算グループ）

